

# 京都府防災会議・国民保護協議会

日時：令和7年5月26日(月)10時00分～

場所：京都府危機管理センター災害対策本部会議室

## 次 第

### 1 協議事項

- (1) 京都府地域防災計画の改定について
- (2) 第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの策定について
- (3) 京都府水防計画の改定について

### 2 報告事項

- (1) 第三次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの進捗状況について
- (2) 京都府内の地震被害想定見直し結果について
- (3) 南海トラフ地震の被害想定見直し結果（国公表）について
- (4) 「公的備蓄等に係る基本的な考え方」の見直しについて
- (5) 令和7年度京都府総合防災訓練について
- (6) 令和7年度京都府原子力防災訓練について
- (7) 令和7年度近畿地方DMATブロック訓練について
- (8) 国民保護の取組について
- (9) 京都府防災会議会長の専決処分（市町村地域防災計画修正）について

### 3 参考資料

- (参考1) 防災教育の取組について
- (参考2) 水害等避難行動タイムラインの作成状況について
- (参考3) 個別避難計画の作成に係る取組について
- (参考4) 京都府業務継続基本指針及び京都府庁地震業務継続マニュアルの改訂について

# 資料一覧

## (協議事項)

- 【資料 1-1】 令和 7 年度京都府地域防災計画の主な改定内容(案)
  - 【資料 1-2】 防災基本計画修正（令和 6 年 6 月）の概要
  - 【資料 2】 第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの策定について
  - 【資料 3】 京都府水防計画の改定について
- 

## (報告事項)

- 【資料 4-1】 第三次京都府戦略的地震防災対策推進プラン進捗状況
  - 【資料 4-2】 第三次京都府戦略的地震防災対策指針の評価（アウトカム評価）
  - 【資料 5】 京都府内の地震被害想定見直し結果について
  - 【資料 6】 南海トラフ地震の被害想定見直し結果（国公表）について
  - 【資料 7-1】 「公的備蓄等に係る基本的な考え方」の見直しについて
  - 【資料 7-2】 公的備蓄等に係る基本的な考え方（案）
  - 【資料 7-3】 市町村別の最大避難者数
  - 【資料 8】 令和 7 年度京都府総合防災訓練について
  - 【資料 9】 和 7 年度京都府原子力防災訓練について
  - 【資料 10】 令和 7 年度近畿地方 DMAT ブロック訓練について
  - 【資料 11】 国民保護の取組について
  - 【資料 12】 京都府防災会議会長の専決処分（市町村防災計画修正）について
- 

## (参考資料)

- 【参考資料 1】 防災教育の取組について
  - 【参考資料 2】 水害等避難行動タイムラインの作成状況について
  - 【参考資料 3】 個別避難計画の作成に係る取組について
  - 【参考資料 4】 京都府業務継続基本指針及び京都府庁地震業務継続マニュアルの改訂について
- 

## (別添資料)

- 【別添 1（資料 1 関係）】 令和 7 年度京都府地域防災計画新旧対照表(改正案)
- 【別添 2（資料 2 関係）】 第四次京都府戦略的地震防災対策指針（最終案）
- 【別添 3（資料 2 関係）】 第四次京都府戦略的地震防災対策推進プラン（最終案）
- 【別添 4（資料 3 関係）】 京都府水防計画新旧対照表
- 【別添 5（参考資料 4 関係）】 京都府業務継続基本指針
- 【別添 6（参考資料 4 関係）】 京都府庁業務継続計画（全庁版）

京都府防災会議・国民保護協議会 出席者名簿

会長：西脇隆俊 京都府知事

	委員	団体名・役職	防災会議	国民保護	出欠
1	村田 達哉	近畿管区警察局長	1号	1号	○ オンライン
2	藤田 清太郎	近畿総合通信局長	1号	1号	○ オンライン
3	田中 里恵	近畿財務局 京都財務事務所長	1号	1号	×
4	高倉 俊二	近畿厚生局長	1号	1号	○ オンライン
5	角南 巖	京都労働局長	1号	1号	○ オンライン
6	相本 浩志	近畿農政局長	1号	1号	○ オンライン
7	高橋 和宏	近畿中国森林管理局長	1号	1号	○ 現地
8	信谷 和重	近畿経済産業局長	1号	1号	○ オンライン
9	苦瓜 作	中部近畿産業保安監督部 近畿支部長	1号	1号	○ オンライン
10	長谷川 朋弘	近畿地方整備局長	1号	1号	○ オンライン
11	岩城 宏幸	近畿運輸局長	1号	1号	○ オンライン
12	山西 智之	大阪航空局 大阪空港事務所 大阪国際空港長	1号	1号	○ オンライン
13	野村 武司	大阪管区气象台 京都地方气象台長	1号	1号	○ オンライン
14	佐々木 渉	第八管区海上保安本部長	1号	1号	○ オンライン
15	福井 敦史	大阪税関 京都税関支署長	—	1号	○ オンライン
16	佐藤 教人	陸上自衛隊第7普通科連隊長	2号	2号	○ オンライン
17	伊藤 秀人	海上自衛隊 舞鶴地方総監	—	2号	○ オンライン
18	門間 政仁	航空自衛隊 中部航空方面隊司令官	—	2号	○ オンライン
19	前川 明範	京都府教育委員会教育長	3号	4号	○ オンライン
20	吉越 清人	京都府警察本部長	4号	4号	○ 現地
21	古川 博規	京都府副知事	5号	3号	○ 現地
22	南本 尚司	京都府危機管理監(危機管理部長兼務)	5号	5号	○ 現地
23	坂根 久尚	京都府副危機管理監	5号	5号	○ 現地
24	岡本 孝樹	京都府総合政策環境部長	5号	—	○ 現地
25	嶋津 誉子	京都府文化生活部部長	5号	—	○ 現地
26	井原 正裕	京都府健康福祉部長	5号	—	○ 現地
27	川口 秀子	京都府健康福祉部統括保健師長	5号	—	○ 現地
28	野口 礼子	京都府商工労働観光部観光政策監兼副部長	5号	—	○ 現地
29	小瀬 康行	京都府農林水産部長	5号	—	○ 現地
30	石井 宏明	京都府建設交通部長	5号	—	○ 現地
31	松井 孝治	京都市長	6号	6号	○ オンライン
32	安田 守	向日市長(府市長会副会長)	6号	6号	○ オンライン
33	西村 良平	南丹市長(府市長会副会長)	6号	6号	○ オンライン
34	吉本 秀樹	伊根町長(府町村会会長)	6号	6号	○ オンライン
35	信貴 康孝	久御山町長(府町村会副会長)	6号	6号	○ オンライン
36	名畑 徹	京都市消防局長	6号	6号	○ オンライン
		京都府消防長会 会長			
37	田井 浩二	亀岡市消防団長 (公益財団法人京都府消防協会副会長)	6号	8号	○ オンライン

京都府防災会議・国民保護協議会 出席者名簿

	委員	団体名・役職	防災会議	国民保護	出欠
38	財 剛啓	西日本旅客鉄道株式会社 京滋支社長	7号	7号	○ オンライン
39	上原 博人	日本銀行 京都支店長	7号	7号	○ オンライン
40	横田 さくら	西日本電信電話株式会社 京都支店長	7号	7号	○ オンライン
41	岡本 吉弘	日本赤十字社 京都府支部事務局長	7号	7号	○ オンライン
42	屋敷 陽太郎	日本放送協会 京都放送局長	7号	7号	○ オンライン
43	安達 雅人	西日本高速道路株式会社 関西支社長	7号	7号	×
44	三戸 雅文	独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社長	7号	7号	○ オンライン
45	鷲尾 英司	日本通運株式会社 京都支店長	7号	7号	○ オンライン
46	松下 義尚	関西電力送配電株式会社 京都本部長	7号	7号	○ オンライン
47	奥田 泰弘	大阪ガスネットワーク株式会社 京滋事業部長	7号	7号	○ オンライン
48	遠藤 匡哉	日本郵便株式会社 京都中央郵便局長	7号	7号	○ オンライン
49	伊藤 義行	株式会社京都放送 総務局長	7号	—	×
50	細井 俊介	株式会社京都放送 代表取締役社長	—	7号	×
51	高階 謙一郎	一般社団法人京都府医師会 理事	7号	7号	○ オンライン
52	飯島 徹	WILLER TRAINS株式会社 代表取締役	7号	7号	○ オンライン
53	芳野 保	株式会社エフエム京都 取締役事業推進局長	7号	7号	○ オンライン
54	深井 滋雄	関西鉄道協会 技術委員会委員長	7号	—	×
55	吉村 昌己	京阪バス株式会社 取締役総務人事部長	—	7号	○ オンライン
56	藤澤 宏	阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部運輸部長	—	7号	○ オンライン
57	井尻 憲司	一般社団法人京都府トラック協会 専務理事	7号	7号	○ 現地
58	石原 宗和	一般社団法人京都府歯科医師会 常務理事	7号	8号	○ オンライン
59	河野 武幸	一般社団法人京都府薬剤師会 専務理事	7号	8号	○ オンライン
60	豊田 久美子	公益社団法人京都府看護協会 会長	7号	7号	○ オンライン
61	畑 廣彦	一般社団法人京都府LPガス協会 会長	7号	—	○ オンライン
62	竹内 哲也	一般社団法人京都府バス協会 専務理事	7号	—	○ オンライン
63	中井 敏宏	京都府災害ボランティアセンター 代表	8号	—	○ オンライン
		社会福祉法人京都府社会福祉協議会 常務理事	—	8号	
64	安井 美佐子	京都府連合婦人会 会長	8号	8号	○ オンライン
65	本部 千賀	京都府商工会女性部連合会 会長	8号	8号	○ オンライン
66	松井 やす子	京都府民生児童委員協議会 副会長	8号	—	○ 現地
67	上野 由香子	一般社団法人京都府老人福祉施設協議会 副会長 (社会福祉法人 成光苑ライフステージ舞夢 施設長)	8号	—	○ オンライン
68	佐伯 久子	一般社団法人京都市地域女性連合会 理事長	—	8号	×
69	足立 阿季子	公益財団法人京都府国際センター 常務理事	8号	8号	○ オンライン
70	岡田 幸美	一般社団法人 京都府聴覚障害者協会 理事	8号	—	○ 現地
71	平野 町果	JA京都府女性組織協議会 理事	8号	—	○ オンライン
72	杉本 一久	一般社団法人 京都府保育協会 会長	8号	—	○ オンライン
73	近藤 豊	宇治・久御山防犯推進委員連絡協議会 会長	—	8号	×
74	武田 康晴	京都府地方障害者施策推進協議会 会長	—	8号	○ オンライン

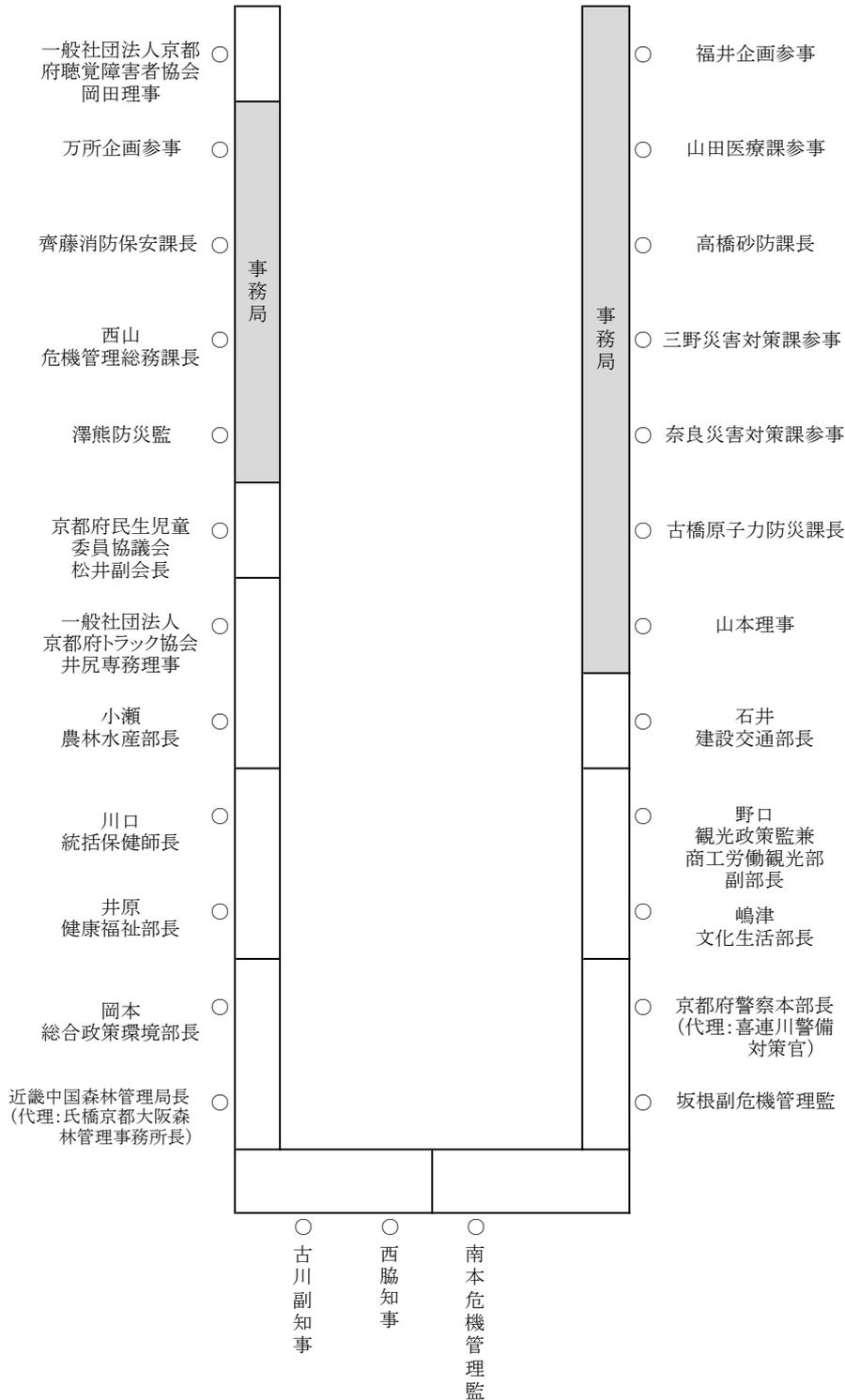
# 京都府防災会議

## 座席表

令和7年5月26日（月） 10時00分～

危機管理センター 災害対策本部会議室

モニター



記者席

記者席

## 令和7年度京都府地域防災計画の主な改定内容（案）

## 1 国の防災基本計画の修正に合わせた改定

## (1) 最近の施策の進展等を踏まえた改定

## ○ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援について

- 車中避難者に対する物資支援、被災者支援に係る情報提供について追記
- 在宅避難者等に対する物資支援、保健師等による巡回健康相談の実施、在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置することについて追記

## (2) 関連する法令の改正を踏まえた改定

## ○ 医療法の改正

- ・ 保健医療福祉活動チームに災害支援ナースを追記

## (3) 令和6年能登半島地震を踏まえた改定

## ○ 被災地の情報収集及び進入方策

- ・ ヘリコプター、無人航空機、ライブカメラによる情報収集について
  - 府内各所に設置されたライブカメラによる情報収集、ヘリコプター及び無人航空機が撮影した空撮映像の危機管理センターへの伝送について追記
- ・ 災害救助用資機材の小型・軽量化などについて
  - 災害救助用資機材の整備について、被災地の道路状況が悪く海路や空路の活用も想定した車両や資機材の小型・軽量化について追記

## ○ 自治体支援

- ・ 応援職員等の宿泊場所を確保するため、ホテル・旅館、公共施設の空きスペースなど、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化について
  - 関係機関からの応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、ホテル・旅館、公共施設の空きスペースや車両を駐車できる空き地などのリスト化について追記

## ○ 避難所運営

- ・ 避難所開設当初からのパーティションや簡易ベッド等を設置について
- ・ 栄養バランスのとれた適温の食事や入浴、防災井戸等による生活用水の確保、福祉的な支援の実施について
- ・ 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置について

## ○ 物資調達・輸送

- ・ 国の物資システムの活用や孤立地域への輸送のためのヘリコプター及び無人航空機等の輸送手段の確保について

## 2 地域防災計画の震災対策編の基本理念と減災目標を見直し

- ・ 新たな「第四次京都府戦略的地震防災対策指針」に掲げた基本理念及び減災目標を反映
- ・ 指針の実行計画である「第四次京都府戦略的地震防災対策推進プラン」に基づいた地震防災対策を推進

## 3 全国各地での林野火災の多発を踏まえた改定

- ・ 林野火災等の突発的大事故が発生するおそれがある段階から情報収集を行うため、事故警戒本部（基本配備）を設置

## 4 その他

### (1) 令和7年4月1日付組織改正を踏まえた改定

- 災害対策本部事務分掌等の改定

### (2) 国の南海トラフ地震被害想定の見直し結果を踏まえた改定

- 令和7年3月に公表された国の南海トラフ地震被害想定結果を反映

※南海トラフ地震臨時情報に係る対応については、指針及び推進プランで追記

### (3) 多様な視点での防災対策意見交換会を踏まえた改定

- 地域住民や自主防災組織などとも協力し、在宅避難者等に係る情報の把握に努めることを追記

# 防災基本計画修正（令和6年6月）の概要

## ■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

## 主な修正項目

### 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- **新たな総合防災情報システムの運用開始**
  - ・ 防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約
- **水害対策の強化**
  - ・ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- **避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援**
  - ・ 自治体、保健師、福祉関係者等の中で連携した状況把握の実施
  - ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

### 関連する法令の改正を踏まえた修正

#### <活動火山対策特別措置法の改正>

- **活動火山対策の強化**
  - ・ 火山調査研究推進本部の設置
  - ・ 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
  - ・ 登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

#### <医療法の改正>

- **災害支援ナースの充実・強化**

#### <水防法及び気象業務法の改正>

- **国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施**

#### <災害対策基本法施行令の改正>

- **緊急通行車両確認標章等の事前交付**

## 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

### <令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- **被災地の情報収集及び進入方策**
  - ・ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化
  - ・ 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
  - ・ 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
  - ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
- **自治体支援**
  - ・ 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
  - ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- **避難所運営**
  - ・ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
  - ・ 避難所における生活用水の確保
  - ・ トイレカー等により快適なトイレの設置への配慮
  - ・ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
  - ・ 保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化
- **物資調達・輸送**
  - ・ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

### <その他各省庁における振り返り>

- **長時間継続する津波の見通し等に関する解説**
- **より実態に即した液状化リスク情報の提供**

※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

## 第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの策定について

### 1 策定の趣旨

令和6年能登半島地震の教訓や、府内で最大の被害が想定されている花折断層帯地震など主要な活断層による地震の被害想定の見直し結果等を踏まえ、孤立集落対策の強化、避難所の生活環境の確保、備蓄体制の強化、要配慮者対策の強化に重点的に取り組み、府民の生命と生活を守る。

### 2 見直しの視点

地震対策専門家会議の意見や府関係部局、市町村等関係機関との協議を踏まえ、以下の視点で見直しを実施

- ①府内の主要な活断層による地震の被害想定の見直し結果を踏まえる
- ②令和6年能登半島地震等の近年の自然災害における教訓を踏まえる
- ③新たに整備した京都府危機管理センターの機能を最大限活用する

※その他、府総合計画、国の防災基本計画、関西広域防災・減災プランなどの改訂内容についても反映

### 3 概要

#### (1) 指 針

##### ・ 基本理念

南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、これまでの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策により災害に強い京都を実現し、府民の生命と生活を守る。

##### ・ 減災目標

ハード・ソフト一体的な地震防災対策を推進するとともに、被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策により被害を最小化し、死者ゼロを目指す。

##### ・ 対策の5つの柱

- ①地震による被害を抑止するまちづくり（建物や上下水道の耐震化などハード対策）
- ②地震による被害を軽減する人づくり（防災教育などソフト対策）
- ③行政等の災害対応力の向上（応援・受援体制の確保や孤立対策等）
- ④被災後の命と健康を守る対策（避難所の環境整備等）
- ⑤被災地の地域特性や被災者のニーズを考慮した復旧・復興（応急仮設住宅による住まいの再建等）

#### (2) 推進プラン

・指針における「対策の5つの柱」を推進するための具体的な事業を記載

【新プランの事業数】 295 事業

※能登半島地震の教訓等を踏まえた新規・拡充項目 96 事業（新規：68、拡充：28）

※現行プランから完了した事業などの整理を実施 ▲106 事業

### 4 計画期間

指 針：令和7（2025）年度～令和16（2034）年度（10年間）

推進プラン：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）

## 5 見直しの経過（地震対策専門家会議の実施状況）

### （1）地震対策専門家会議の設置の目的

令和6年能登半島地震における教訓や課題、地震被害想定の見直し結果等を踏まえ、現行の「第三次京都府戦略的地震防災対策指針及び推進プラン」を見直すとともに、府の地震対策に係る様々な課題について、専門的な知見から対応案を検討するため設置

### （2）会議の経過

#### ・第1回会議（令和6年4月24日）

次期指針及び推進プランの策定方針の決定及び花折断層帯地震の被害想定への提示

#### ・第2回会議（令和6年8月19日）

令和6年能登半島地震等を踏まえた検討課題への対策について協議

#### ・第3回会議（令和6年12月3日）：中間案を提示

指針における基本理念や減災目標、施策体系の見直しのほか、具体的事業等を検討

#### ・第4回会議（令和7年2月28日）：最終案を提示

地震調査本部による南海トラフ地震発生確率の再計算結果による修正や、内閣府の避難所ガイドラインの改正内容など、中間案提示後の新たな動きを反映した最終案について協議

# 1 指針の概要について

## (1) 策定の趣旨

令和6年能登半島地震の教訓や、府内で最大の被害が想定されている花折断層帯地震など主要な活断層による地震の被害想定の見直し結果など、現行の指針策定時からの状況変化等を踏まえ、新たに指針及び推進プランを策定する。

## (2) 計画期間

指 針：令和7（2025）年度～令和16（2034）年度（10年間）

推進プラン：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）

## (3) 基本理念

南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、これまでの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策により災害に強い京都を実現し、府民の生命と生活を守る。

令和6年能登半島地震などこれまでの災害の教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体となった地震防災対策を実施することにより、京都府総合計画に掲げる「災害に強い京都」を実現し、府民の生命と生活を守ることを基本理念とする。

## (4) 減災目標

ハード・ソフト一体的な地震防災対策を推進するとともに、被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策により被害を最小化し、死者ゼロを目指す。

京都府総合計画に掲げるハード・ソフト一体的な地震防災対策の推進と合わせ、被災後の災害関連死を防ぐ「被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策」の実施により、被害を最小化し、「死者ゼロを目指す」ことを最終的な減災目標として設定

## (5) 対策の5つの柱

- ①地震による被害を抑止するまちづくり（建物や上下水道の耐震化などハード対策）
- ②地震による被害を軽減する人づくり（防災教育などソフト対策）
- ③行政等の災害対応力の向上（応援・受援体制の確保や孤立対策等）
- ④被災後の命と健康を守る対策（避難所の環境整備等）
- ⑤被災地の地域特性や被災者のニーズを考慮した復旧・復興（応急仮設住宅による住まいの再建等）

## 2 推進プランの概要について

### (1) 推進プランの内容

指針における「対策の5つの柱」を推進するための具体的事業について記載

対策の5つの柱	事業数	
		うち新規・拡充
1 地震による被害を抑止するまちづくり	7 2	4
2 地震による被害を軽減する人づくり	4 4	1 0
3 行政の災害対応力の向上	5 3	2 4
4 被災後の命と健康を守る対策	1 0 1	4 6
5 被災地の地域特性や被災者のニーズを考慮した復旧・復興	2 5	1 2
合 計	2 9 5	9 6

### (2) 主なポイント

#### ■ 孤立集落対策の強化

空路・海路による救助能力の強化や支援部隊等の受援体制の整備など

#### ■ 避難所の生活環境の確保

トイレや食事、ベッドやパーティションの提供など

#### ■ 備蓄体制の強化

備蓄の数量や品目、対象者（車中泊避難者等）の拡大など

#### ■ 要配慮者対策の強化

福祉避難所の確保や福祉支援の充実（応援・受援体制の強化等）など

### (3) 推進プランにおいて取り組む主な事業

<◎：新規事業、○：拡充事業、●：継続事業>

#### ①地震による被害を抑止するまちづくり

##### ◇建物の耐震化を進める

- 木造住宅等の耐震化を進める。（耐震改修補助事業の実施）
- 各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策等を進める。
- 医療機関の耐震診断、耐震化を進める。
- 社会福祉施設の耐震診断、耐震化を進める。

##### ◇火災に強いまちづくりを進める

- 感震ブレーカー等の設置及び地震発生時の火気の使用停止等、火災の発生を防止するための準備や行動について普及・啓発を行う。
- 密集市街地対策を進め、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消する。

##### ◇地震に強い基盤整備を進める

- ◎新たに策定した上下水道耐震化計画に基づき急所施設及び避難所等の重要施設に係る管路等の耐震化等を進める。
- 府管理の緊急輸送道路の改良整備（拡幅）を進める。
- 府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震化を進める。
- 急傾斜地に係る土砂災害警戒区域の対策工事を進める。

#### ②地震による被害を軽減する人づくり

##### ◇自助力を強化する（自助）

- 平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める。（府職員出前語らいによる啓発等）
- 地震・津波防災に関する広報・啓発活動を実施する。（緊急地震速報・南海トラフ地震臨時情報、津波フラッグ、地震や火災等における早期避難等について啓発）

##### ◇地域力を強化する（互助・共助）

- 機能別団員など消防団に加入しやすい環境づくりを進め、消防団の活性化を図る。
- ◎津波注意報・警報発表時の避難経路・避難場所などを定めた津波避難タイムラインの策定を支援する。
- ◎府と市町村が連携し、地域防災のリーダーとなる役割が期待される防災士を育成する。
- 水害等避難行動タイムラインの策定により地域の共助体制を強化する。
- 防災士や大学生など地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する。

##### ◇地域の危険情報を共有する（自助・共助）

- 土砂災害警戒区域等の調査を行い、区域を追加指定する。

##### ◇学校の防災力を強化する（共助）

- 学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する。
- ◎災害時学校支援チームによる児童の心のケアや学校の早期再開を支援する。

##### ◇企業・大学等の防災力を強化する（自助・共助）

- 企業の防災力（防災計画の策定、帰宅困難時の対策等）の強化を支援する。

#### ◇多様な視点で取り組む（共助・公助）

- 多様な視点を踏まえた防災対策を検討するための意見交換会等を実施する。

### ③行政等の災害対応力の向上

#### ◇災害対策本部機能を整備・強化する

- ◎危機管理センター及び支部機能の代替機能を確保する。
- ◎非常時専任職員等の府職員の災害対応力の向上を図る。
- ◎南海トラフ地震臨時情報への対応について、対応マニュアルの作成を行う。
- 大規模地震発生時の業務継続計画について、改定を行う。
- ◎ドローンやヘリテレ映像等により火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握を強化する。
- 「きょうと危機管理WEB」等の情報発信ツールについて周知を図る。
- ◎オペレーションルームにおいて、国・他府県・関係機関からの応援職員と情報共有や各種調整等を行う。
- ◎ホテル・旅行業界と連携し、国・他府県・関係機関からの応援職員を受け入れる宿泊施設等を確保する。
- ◎他府県、関係機関のヘリを円滑に活用するための航空受援体制を充実・強化する。
- 広域防災活動拠点等の機能の拡充、対応力の向上を図る。

#### ◇防災関係機関との救助・救出体制を整備・強化する

- ◎小型化された消防車両、救助資機材等整備を進める。
- 消防団・自主防災組織等による「ふるさとレスキュー」の救助対応力を強化する。
- ◎孤立可能性の高い地域における空路・海路による救助能力の向上を図る。

### ④被災後の命と健康を守る対策

#### ◇被災者の生活の質を確保する

- 避難所の耐震化を進める。
- ◎新たな資機材を活用した避難所の環境整備を進める。（水循環型シャワー、手洗いスタンド等の活用）
- ◎避難所における防災DXの活用を促進する。（衛星通信システムの活用等）
- ◎多様なニーズに配慮した避難所の自主的な運営を支援する。
- ◎避難所における快適なトイレ環境や入浴施設を確保する。（洋式トイレ・マンホールトイレ・災害用浄化槽の設置促進、トイレトレーラーの広域的な確保、民間入浴施設の活用等）
- ◎避難生活の長期化に伴う避難所の食事環境を整備する。（炊き出し資機材等の確保、キッチンカーの活用等）
- ◎避難所におけるプライバシーの確保や健康維持に必要な資機材を確保する。（パーティション、段ボールベッド等）
- ◎在宅避難者や車中泊避難者など指定避難所以外の避難者に対する物資提供等を行う。
- ◎保健医療福祉活動チームが連携し、避難者（自宅避難者等を含む）の健康管理等を行う。

#### 【保健医療福祉活動チーム】

〔 災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本リハビリテーション支援協会（JRAT） 等 〕

- ◎避難生活の長期化等に備えたホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。

### ◇保健・医療・福祉提供体制を確保する

- 災害拠点病院の機能確保や SCU(広域医療搬送拠点)の整備・充実等を進める。
- ◎災害薬事コーディネーターによる適切な医薬品提供体制等を確保する。
- 災害拠点病院以外の病院における BCP 策定を促進する。
- ◎要配慮者の広域搬送手段の確保及びホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。
- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定、個別避難計画に基づいた訓練を実施する。
- ◎福祉避難所の確保及び運営体制を強化する。(福祉避難所の状況調査、応援・受援体制の強化等)
- ◎避難所における保健・福祉支援を充実する。(京都 DWAT の養成、他府県からの応援・受援体制の強化等)
- ◎社会福祉施設等の BCP 策定を支援する。(職員の応援、受援体制の確保等)

### ◇物資の円滑な供給を図る

- 新たな「公的備蓄に係る基本的な考え方」に基づき、必要な備蓄物資を確保する。

〔 対象日数の見直し(1日→3日)  
対象者の見直し(在宅避難等を含む全避難者を対象に)  
食数の見直し(1人1日あたり2食→3食)  
重点備蓄品目の追加(乳児用ミルク、トイレットペーパー) 等 〕

- 備蓄倉庫の建て替えや民間企業等との連携により新たな保管場所を確保する。
- ◎孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保する。
- ◎民間企業や自衛隊、市町村等と連携した広域物資輸送体制を確保する。
- ◎ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送を行う。

### ◇インフラ・ライフラインの迅速な応急復旧を図る

- ◎上下水道事業における災害時の代替性・多重性の確保に向けた取組を進める。  
(市町村における応急給水計画等の策定を支援、防災井戸・給水車の確保等を含めた広域地震防災対策を推進)
- ◎地域における防災井戸や指定避難所の耐震性貯水槽の整備など分散的な取水手段を確保する。
- ◎防災拠点への衛星通信システムの設置等による通信環境を確保する。
- ◎インフラ・ライフラインの復旧に係る訓練や関係機関との連携強化を図る。(情報提供や訓練等)

### ◇NPO、ボランティアなどとの円滑な連携を図る

- ◎災害時に NPO、災害ボランティア、民間団体との連携を調整する災害中間支援組織を育成する。

### ◇観光客等を保護する

- 関西広域連合や鉄道事業者等と連携し、駅周辺等における帰宅困難者対策を推進する。
- ◎外国人を含む観光客に対する情報提供や避難場所確保等を行う。

### ◇被災者の生活対策を支援する

- 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する。

## ⑤被災地の地域特性や被災者のニーズを考慮した復旧・復興

### ◇被災者の被害状況を迅速に把握する

- 罹災証明書発行のための訓練や災害救助法等に関する研修会を実施する。
- 市町村の災害弔慰金支給に係る審査体制の整備を支援する。

### ◇災害廃棄物の処理を迅速に行う

- 災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める。

### ◇地震後の住まい再建を支援する

- 国等と連携したムービングハウス等の多様な仮設住宅の活用を進める。
- 地域コミュニティの維持や浸水想定区域を考慮した応急仮設住宅の建設候補地の確保を進める。
- 住宅の応急修理や被災家屋の解体等に係る申請手続きの簡素化など迅速化を進める。

### ◇復興に係る計画を迅速に策定する

- 大規模災害時の復興計画策定手順や計画に盛り込むべき内容の検討など、事前準備を進める。

### ◇伝統文化や産業等の復興を行う

- 文化財レスキューにあたる人材を育成する。
- 観光関連産業（宿泊・飲食等のサービス産業、土産物小売り等）をはじめ、中小企業や農林漁業者等、産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める。

## 京都府水防計画の改定について

令和 7 年 5 月  
建設交通部砂防課

京都府水防計画は、水防事務を円滑に実施することにより、府内の河川や海岸の洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として定めています。

令和 7 年度の主な改定内容は以下のとおりです。

### 1 一級河川淀川水系古川（城陽市～久御山町）の氾濫注意水位等の変更

河川改修工事の進捗により、洪水による災害の発生を警戒すべき水位である氾濫注意水位及び各水防機関が水防体制に入る水位である水防団待機水位を変更

河川名	区 域	対象水位観測所			
		名称	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位
古 川	起点 (近鉄橋下流) ～ 久御山排水機場	佐古	久御山町 佐古外屋敷	変更前 1.80m	変更前 2.20m
				↓	↓
				<b>変更後 1.90m</b>	<b>変更後 3.10m</b>

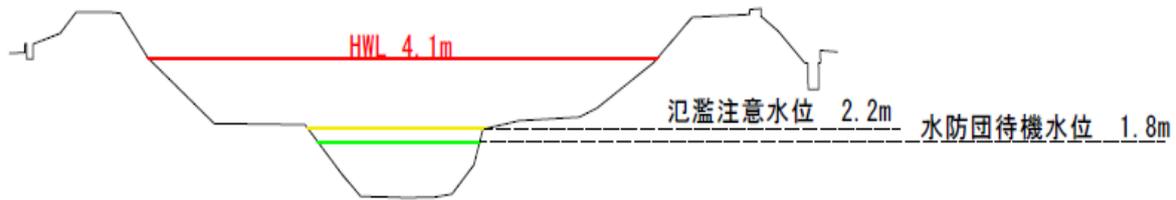
### 2 府管理河川における洪水浸水想定区域の指定

令和 3 年の水防法改正により、洪水浸水想定区域を指定する河川について「周辺地域に住宅、要配慮者利用施設等がある河川」も対象となったことから、指定済み区間以外の河川・区間について順次指定

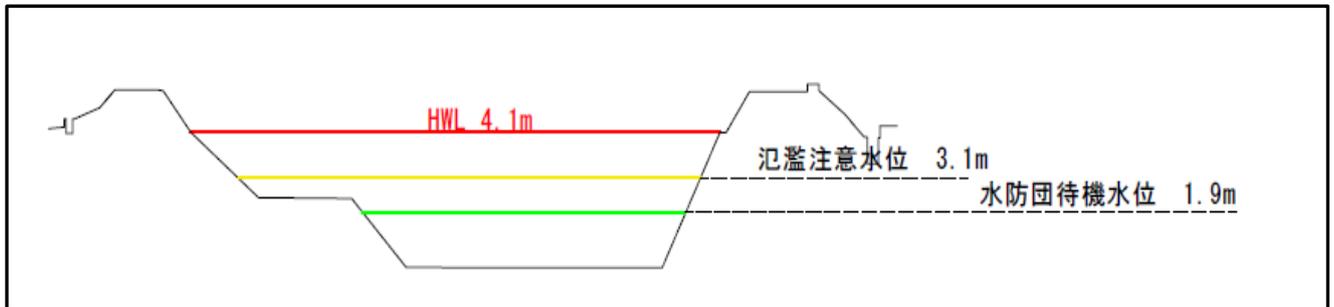
	現在指定済み		<b>R7.5 指定予定</b>	今後指定予定
対象河川	洪水予報 河川	水位周知 河川	<b>周辺地域に住宅、要配慮者利用施設等があり、 雨量水位等を入手できる河川</b> (⇒洪水被害の発生 が想定されない 8 河川を除き、その他の全河川)	
河 川 数	4 河川	34 河川	<b>289 河川</b>	73 河川
明示事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水想定区域</li> <li>・ 浸水深</li> <li>・ 浸水継続時間</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>浸水想定区域</b></li> <li>・ <b>浸水深</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水想定区域</li> <li>・ 浸水深</li> <li>・ 浸水継続時間<sup>※</sup>を追加 ※長時間にわたり浸水する おそれのある河川のみ</li> </ul>
備 考	平成 30～令和 2 年 に指定済み		<b>平成 30～令和 4 年に「災害からの安全な京都づくり 条例」に基づき公表済の内容については変更なし</b>	

(参考資料)

1 一級河川淀川水系古川（城陽市～久御山町）の氾濫注意水位等の変更  
(改定前)



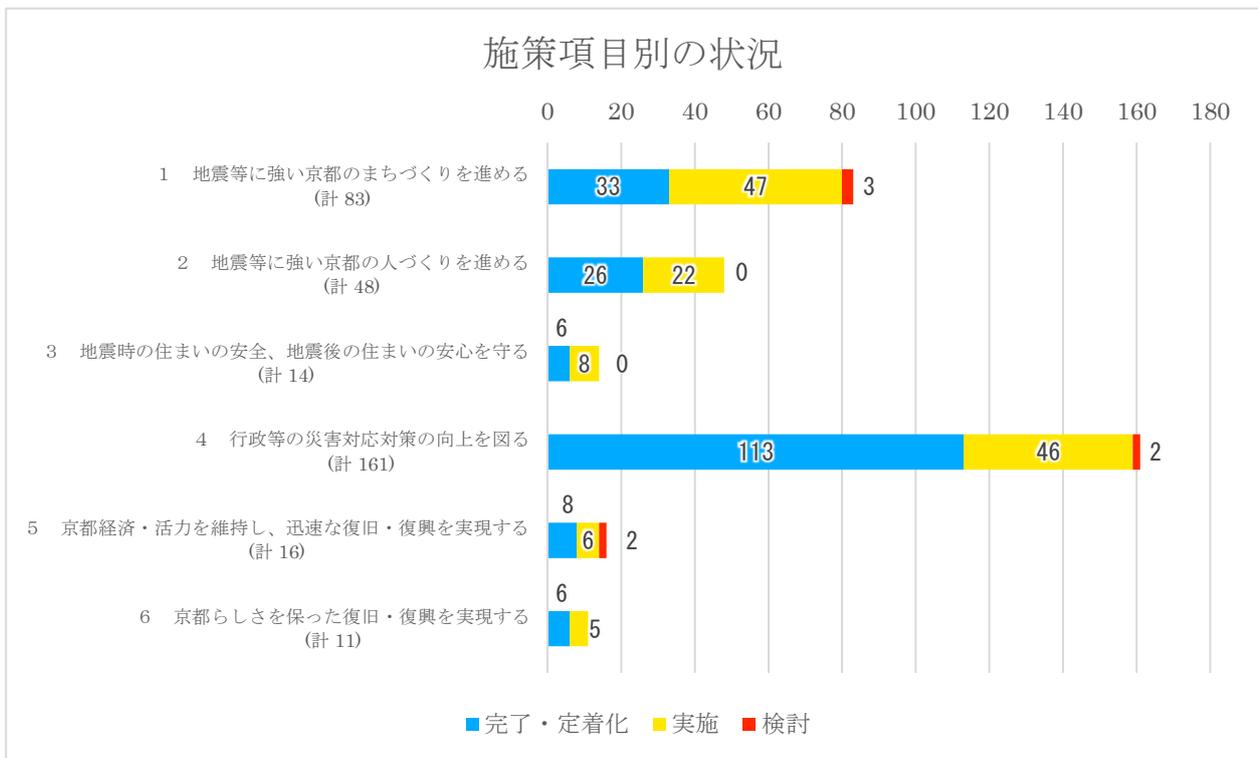
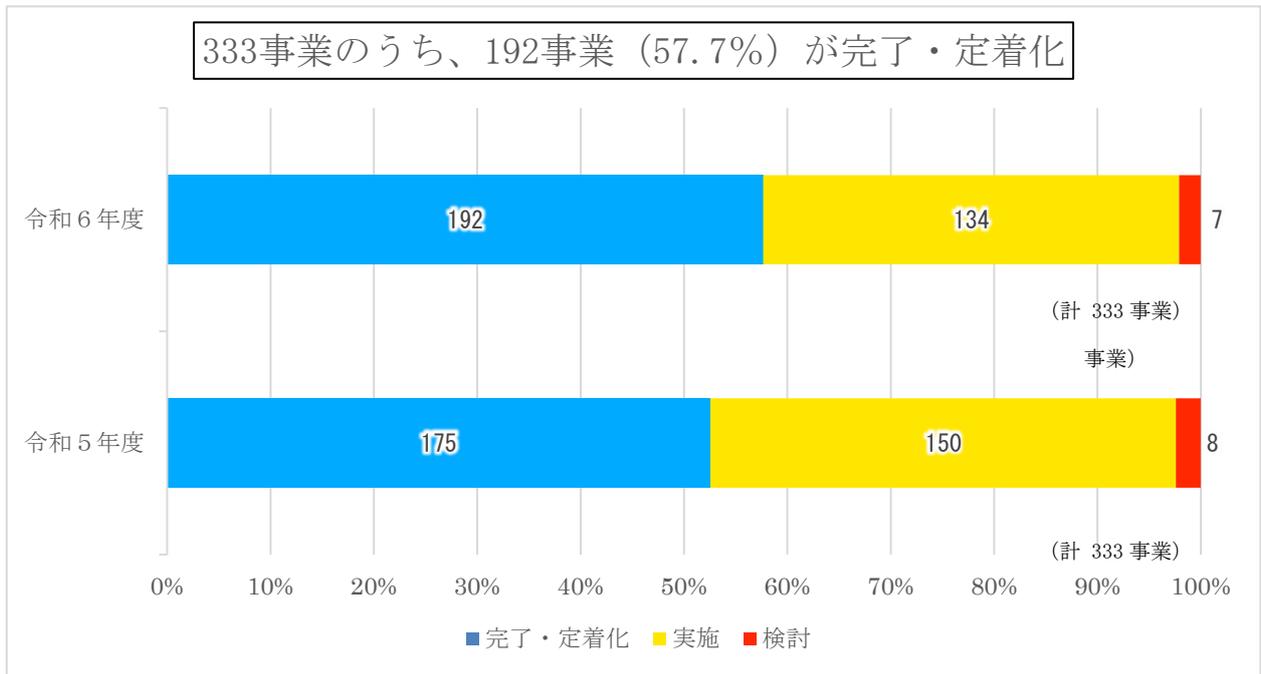
(改定後)



2 府管理河川における洪水浸水想定区域の指定

	現在指定済み		R7.5 指定予定	今後指定予定
対 象 河 川	洪水予報 河川	水位周知 河川	<b><u>周辺地域に住宅、要配慮者利用施設等があり、 雨量水位等を入手できる河川</u></b> (⇒洪水被害の発生 が想定されない8河川を除き、その他の全河川)	
河川数	4河川	34河川	<b><u>289河川</u></b>	73河川
主 な 河 川	鴨川 高野川 桂川(中流) 園部川	山科川 小畑川 大谷川 井関川 犬飼川 伊佐津川 和久川 大手川 他	<b><u>鴨川支川鞍馬川他</u></b> <b><u>山科川支川旧安祥寺川他</u></b> <b><u>小畑川支川善峰川</u></b> <b><u>宇治川支川古川他</u></b> <b><u>木津川支川和束川他</u></b> <b><u>由良川（上流）</u></b> <b><u>由良川支川上和知川他</u></b> <b><u>犀川支川西坂川他</u></b> <b><u>土師川支川川合川他</u></b> <b><u>竹野川支川鱒留川他</u></b>	鴨川支川西高瀬川他 大谷川支川防賀川 木津川支川天津神川他 木津川支川不動川他 桂川支川年谷川他 由良川支川弘法川他 野田川支川香河川他

## 第三次京都府戦略的地震防災対策推進プラン 進捗状況



第三次京都府戦略的地震防災対策指針の評価(アウトカム評価)

資料4-2

※凡例 ◎:完了・定着化  
○:実施  
△:検討

A:順調に進捗している  
B:概ね順調に進捗している  
C:進捗がやや遅れている

	重点的取組に掲げる主な推進事業	数値目標	(参考)プラン番号	(参考)プラン進捗状況	実績	重点的取組の区分	目標達成状況※ ( )内は前回評価	定性的評価
1	地震等に強い京都のまちづくりを進める							
	・防災拠点となる公共施設※の耐震化率100%を目指す。 ※災害応急対策を実施する拠点となる公共施設、警察本部・警察署、消防本部・消防署、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設、社会福祉施設	100% (R11)	10 11 12	○ ○ ○	R2年度：93.9% R3年度：94.6% R4年度：95.3% ※R5年度については調査なし	(1) ②	B (B)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点施設の耐震化率は95.3%まで向上</li> <li>・府立高校、市立高校の耐震化率は100%を達成</li> <li>・公立幼稚園の耐震化率は92.2%まで向上</li> <li>・京都府無電柱化計画に基づく道路の無電柱化は11.9kmを実施し、目標を達成</li> <li>・重要施設リストに基づく電力の優先復旧等、電力供給を継続する体制を構築済</li> <li>・電気設備技術基準や電気技術指針等に基づき、電力施設の設計を行い耐震性を確保</li> <li>・大規模盛土造成地に係る台帳整備は1,278件を整備し、目標を達成</li> </ul> ⇒公共施設等の耐震化については着実に進捗しているほか、無電柱化等、ライフライン施設の耐震対策等についても着実に進捗しており、地震等に強い京都のまちづくりが進められている。
	・京都府大規模建築物耐震化支援事業の活用等により、大規模集客施設※の耐震化を促進する。 ※病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの（百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗は階数3以上かつ5,000㎡以上等）。	25 26	△ ○	・府立施設（丹後文化会館）：施設のあり方の協議を継続  ・市町村立施設：耐震化率：（防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果（消防庁）の県民会館・公民館等及び体育館） R2：78.4% R3：78.4% R4：80.2% ※R5年度については調査なし	(1) ②			
	・公立小中学校の耐震化が完了する見込みであり、引き続き、公立高校、公立幼稚園の耐震化率100%を目指す。	100% (R11)	15 19	◎ ○	R5年度 府立高校 100% 市立高校 100% 公立幼稚園 93.8%  R6年度 府立高校 100% 市立高校 100% 公立幼稚園 92.2%	(1) ③		
	・京都府無電柱化計画に基づき、道路の無電柱化を推進する。	10km (着手)	66	◎	R2：1.7kmの無電柱化に着手→完了 R3：0.2kmの無電柱化に着手→完了 R4：0.8kmの無電柱化に着手→完了 R5：1.4kmの無電柱化に着手→完了 R6：7.8kmの無電柱化に着手→完了 5箇年計：11.9km	(1) ④		
	・感震ブレーカーの普及促進、重要施設リストを活用した供給体制の構築等、電力施設の地震対策を推進する。	61 80 243	◎ ◎ ◎	・感震ブレーカーの普及促進 ・重要施設リストに基づく電力優先復旧体制構築済み ・電力施設の耐震性確保	(1) ⑤			
	・ブロック塀、自動販売機、屋外広告物等の転倒・落下防止対策を推進する。	75 76	○ ○	・ブロック塀に係る安全点検の重要性を啓発 ・屋外広告物の安全点検報告状況を取りまとめ	(1) ⑥			
	・大規模地震が発生した場合、避難地・避難路や河川等への影響が想定される箇所や規模が大きい造成地から造成年代や現地状況の調査結果を基とした二次スクリーニングの優先度を評価した台帳を整備し、二次スクリーニングの基礎資料や災害の予防保全等に活用する。	1,287件の台帳を整備	54	◎	・盛土の造成年代を記載した台帳を1,287箇所整備済み ・早期に着手すべき市町より順に、現地調査を実施	(1) ⑦		
	・出火防止のため、感震ブレーカーの設置や自宅から避難する際はブレーカーを落とすことを啓発する。	8 86	○ ○	・府民だより等により啓発	(1) ⑧			

※凡例 ◎:完了・定着化 A:順調に進捗している  
 ○:実施 B:概ね順調に進捗している  
 △:検討 C:進捗がやや遅れている

	重点的取組に掲げる主な推進事業	数値目標	(参考)プラン番号	(参考)プラン進捗状況	実績	重点的取組の区分	目標達成状況※ ( )内は前回評価	定性的評価
<b>2 地震等に強い京都の人づくりを進める</b>								
	・消防団員確保や消防団の地域連携の取組等を推進し、消防団員充足率100%を目指す。	100%	97	○	R2年度:89.3% R3年度:89.3% R4年度:87.1% R5年度:85.8% R6年度:83.7%	(3) ①	C (C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員充足率83.7%、自主防災組織率90.9%と進捗が伸び悩み</li> <li>・府内学校における避難訓練や発達段階に応じた防災教育が定着</li> <li>・自主防災リーダーの育成について、令和5年度から地域の防災リーダーの役割が期待される防災士の養成を目的とする防災士養成講座を開始</li> <li>・沿岸5市町で津波ハザードマップを公表済</li> <li>・津波避難計画については、沿岸5市町で作成に向けて検討中</li> </ul> ⇒地域防災を担う消防団の充足率、自主防災組織の組織率の進捗が横ばいであり、津波対策等についても引き続き推進する必要がある。
	・自主防災組織の活動を支援するとともに、自主防災組織の組織率100%を目指す。	100%	90	○	R2年度:90.4% R3年度:90.4% R4年度:90.9% R5年度:90.9%	(3) ②		
	・自主防災リーダーの育成を推進するとともに、全ての自主防災組織における水害等避難行動タイムライン策定や避難時の声掛け人材の育成による地域の共助体制を強化する。		100 121	○ ○	・自主防災組織、市町村を対象とした京都府防災講演会を実施 ・防災士養成研修の実施 (受講者数 R5:168名、R6:329名)	(3) ②		
	・府内学校の実践事例の活用や、京都地方気象台等の専門機関と連携した研修等の実施により、実践的な防災教育を推進する。		102 103	◎ ◎	・教育庁ウェブサイトに防災教育に関わる情報を掲載 ・学識経験者と連携した防災教育研修会が定着	(3) ③		
	・京都府災害ボランティアセンターの初動支援チームを育成するとともに、全ての市町村において、京都府災害ボランティアセンターと連携した災害ボランティアセンター設置運用訓練を実施する。		109	○	・初動支援チーム養成講座・災害ボランティアセンター訓練の実施	(3) ⑤		
	・全て沿岸市町で津波ハザードマップを作成するとともに、要配慮者の避難促進施設の指定、津波避難計画作成、要配慮者を含めた避難訓練を実施する。		116 126 159 160	◎ ○ △ ○	・全沿岸市町で津波ハザードマップを公表済 ・避難訓練の実施(1市) ・避難促進施設の指定(1市)	(1) ⑩		
<b>3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る</b>								
	・住宅の倒壊を最小限にとどめるための耐震化を促進し、耐震化率95%以上を目指す。	95% (R7)	135	○	R5年度 90% (H30年度 87%) R6・7年度に耐震改修補助を拡充 [補助上限額100万円→125万円～]	(1) ①	B (B)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化率87%(H30)から90%(R5)に向上</li> <li>・耐震フェア等、住宅の耐震化に係る普及啓発を実施</li> <li>・応急仮設住宅供給マニュアルを策定し、関係団体と体制整備に向けて協議中</li> <li>・家具固定率は45.2%とほぼ横ばい</li> </ul> ⇒住宅の耐震化が着実に進捗しているほか、応急仮設住宅供給マニュアルの策定など、応急仮設住宅の提供体制の整備が着実に進捗している。
	・耐震化が困難な住宅については、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレイカーや家具の転倒防止等の命を守ることを最優先とした減災化住宅化を進める。	65%	139	○	家具固定率(内閣府調査) R2年度:46.6% R3年度:45.2% R4年度:46% R5年度:45.2%	(1) ①		
	・災害時における公営住宅斡旋、応急仮設住宅供与等に係るマニュアルを作成し、訓練を実施する。		141 142 143 144	◎ ◎ ○ ○	・応急仮設住宅供給マニュアルを策定 ・住宅システムによる公営住宅の提供体制が定着	(2) ⑤		

※凡例 ◎:完了・定着化  
○:実施  
△:検討

A:順調に進捗している  
B:概ね順調に進捗している  
C:進捗がやや遅れている

	重点的取組に掲げる主な推進事業	数値目標	(参考)プラン番号	(参考)プラン進捗状況	実績	重点的取組の区分	目標達成状況※ ( )内は前回評価	定性的評価
<b>4 行政等の災害対応対策の向上を図る</b>								
	・総合防災情報システムを整備するとともに、危機管理センターを設置する。		146	◎	R2年度：基本構想を作成 R3年度：基本設計を実施 R4年度：実施設計を実施 R5年度：主要な機能の運用開始 R6年度：全面運用開始	(2) ①	A (A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理センターについて令和6年7月から全面運用を開始し、目標を達成</li> <li>・危機管理センターを活用し、災害時応急対応業務マニュアルに基づく訓練を実施</li> <li>・DMATについては、延べ60チームを養成しているが、目標達成に向け継続的な育成が必要</li> <li>・個別避難計画について、府内市町村へのヒアリングや研修会の開催等の取組を進め、府内24市町村で個別避難計画の策定に着手済</li> <li>・「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、府・市町村一体で備蓄の必要数を確保</li> <li>・帰宅困難者避難誘導訓練を実施。(R3図上、R4実地、R5Web参加、R6実地)</li> </ul> ⇒危機管理センターの全面運用の開始のほか、災害対応訓練、備蓄の確保等が順調に進捗しており、行政等の災害対応対策の向上が図られている。
	・京都府災害時応急対応業務マニュアルを策定し、府及び市町村職員の災害時応急対応業務の標準化を推進するとともに、市町村と連携した応援受援訓練を実施する。		148	○	・危機管理センターを活用し、京都府災害時応急対応業務マニュアルに基づく図上訓練等を実施	(2) ①		
	・ICT、AI技術を災害情報収集等の災害対策に活用する仕組みを構築する。		187	○	・スマート防災事業に関連し、システム連携や情報提供を希望する企業と、保守業者も含め協議を実施	(2) ①		
	・京都府緊急災害医療チーム(DMAT)の養成(計64チーム以上)を進める。	64チーム	215	○	・DMATチーム延べ60チーム(R6時点)	(2) ③		
	・避難行動要支援者名簿等を活用し、平時から関係機関の情報共有を進めるとともに、要配慮者支援のための個別避難計画を策定する。		250 251	○ ○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者名簿整備済(全市町村)</li> <li>・内閣府「個別避難計画作成モデル事業」において、府内市町村へのヒアリングで把握した課題や現状を踏まえ、情報共有会や研修を実施</li> <li>・府内24市町村で個別避難計画の策定に着手済</li> </ul>	(3) ④		
	・公的備蓄等に係る基本的な考え方(H26)に基づき、府内の最大想定避難者数28万人の食料、飲料水等を備蓄しており、引き続き、適切に運営・管理するとともに、避難所における物資充足状態を管理する備蓄物資管理システムを整備する。		265 266 270	◎ ◎ ◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点備蓄品目を市町村と協働で備蓄</li> <li>・京都府総合防災情報システムに備蓄管理機能を構築</li> </ul>	(2) ④		
	・ターミナル駅周辺等において、帰宅困難者のための一時退避場所、一時滞在施設を確保するとともに、民間事業者と連携した帰宅支援ステーションの拡大を図る。		246 248	◎ ◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館ホテル生活衛生同業組合と避難者への場所の提供に関する協定を締結(R2)</li> <li>・帰宅困難者避難誘導実地訓練を実施</li> </ul>	(2) ⑦		

※凡例 ◎:完了・定着化 A:順調に進捗している  
 ○:実施 B:概ね順調に進捗している  
 △:検討 C:進捗がやや遅れている

	重点的取組に掲げる主な推進事業	数値目標	(参考)プラン番号	(参考)プラン進捗状況	実績	重点的取組の区分	目標達成状況※ ( )内は前回評価	定性的評価
<b>5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する</b>								
	・大規模災害からの迅速かつ円滑な復興に向け、あらかじめ復興計画の策定手順を定めるなど、事前の準備に取り組む。		320	△	・復興計画の内容について、関係部局間で調整中	(2) ⑤	<b>B (B)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都BCP推進会議、BCP策定支援セミナー、京都BCP企業交流会を開催</li> <li>・地元金融機関図上訓練を実施</li> <li>・復興計画については、最新の地震被害想定結果に基づいた復興計画の策定等を推進することが必要</li> </ul> ⇒京都BCPを推進する取組を継続して実施しており、京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興につなげる対策が進められている。
	・初動の危機対応に重点を置いたBCPのひな型を提示すること等により、中小企業のBCP作成を普及させる。		311	○	・BCP策定支援セミナーを開催 ・京都BCP企業交流会を開催	(2) ⑥		
	・京都全体の活力の維持に向け、経済関係団体、ライフライン機関、金融機関等と連携した京都BCPの取組を推進する。		306	◎	・京都BCP行動指針を改定(R2) ・京都BCP推進会議を開催 ・地元金融機関及びライフライン機関の図上訓練を実施	(4) ③		
<b>6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する</b>								
	・所有者と連携して、重要文化財等建造物の耐震化及び「国宝・重要文化財に関する防火対策ガイドライン」に基づく防火設備の整備・改修を推進する。		328	◎	・防災施設（消火設備等）設置等の補助事業が定着済	(4) ①	<b>B (B)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の防災施設（消火設備等）の設置等に対する補助事業等が定着済</li> <li>・今後、様々な関係機関による取組を更に強化し、連携を図ることが必要</li> </ul> ⇒文化財の防災施設の整備に係る取組が定着しているほか、外国人観光客等への支援の取組が継続的に進められている。
	・関西広域連合の「災害時の外国人観光客対策について（R1）」に基づき、近隣府県、市町村、駐日外国公館、鉄道事業者、観光連盟、旅館・ホテル協会等と連携し、外国人観光客に対する多言語による情報提供、一時避難場所等の設置、避難誘導等を推進する体制を構築する。		324	○	・構成府県市や関西観光本部などのホームページによる情報発信	(4) ②		

# 京都府内の地震被害想定見直し結果について

(R6 花折断層帯を除く主要な活断層による地震被害想定)

## 1 被害想定見直し結果概要

地震被害想定算出にあたっては、内閣府において、東日本大震災等の実際に発生した地震災害のほか、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝地震等の調査研究結果から得られた新たな知見に基づいた検討が進められているところ。

本被害想定結果は、本府に甚大な影響を及ぼす可能性のある地震について最新の内閣府の算定方法や基礎データを反映し、被害想定の見直しを行ったものである。

### <H20 被害想定結果との比較>

①建物の耐震化率向上により、人的被害・建物被害とも減少

②避難者数については、建物被害の減少に加え、近年の災害を踏まえた半壊建物からの避難率の見直しにより、大幅に減少

### <今回新たに算定した項目等>

上下水道、電気、通信等のライフラインについて、被害の状況や復旧に要する期間を新たに算定

## ■H20 被害想定結果との比較（人的被害・建物被害）

( ) 内は前回数値

断層名	人的被害（人）				建物被害（棟）			
	死者	負傷者数		要救助者	避難者	全壊	半壊	焼失
		重傷者数						
生駒断層帯	990 (3,380)	10,030 (30,350)	1,600 (3,490)	6,200 (18,490)	75,100 (367,170)	28,660 (65,230)	65,830 (123,760)	3,610 (4,960)
有馬－高槻断層帯	1,320 (2,890)	16,000 (43,910)	2,230 (5,190)	10,000 (26,760)	124,700 (340,500)	39,730 (60,480)	119,580 (223,070)	5,220 (6,440)
奈良盆地東縁断層帯	520 (1,890)	6,210 (19,700)	930 (2,000)	3,200 (10,730)	40,120 (248,540)	19,820 (46,010)	42,510 (89,530)	1,890 (4,620)
木津川断層帯	420 (1,560)	5,710 (18,430)	730 (1,680)	2,400 (9,270)	32,540 (236,460)	16,250 (40,660)	42,020 (88,950)	1,390 (3,940)
殿田－神吉－ 越畑断層	1,050 (3,410)	18,410 (34,930)	2,070 (3,860)	6,100 (18,960)	67,420 (426,020)	32,310 (77,560)	100,720 (155,490)	5,060 (5,610)
埴生断層	330 (1,510)	5,800 (19,970)	540 (1,700)	2,600 (9,730)	36,100 (262,330)	13,810 (38,050)	55,120 (101,920)	650 (2,260)
上林川断層	430 (1,160)	2,990 (8,290)	630 (1,330)	2,850 (5,770)	27,740 (101,490)	23,120 (39,490)	29,860 (47,600)	540 (4,970)
三峠断層	430 (1,150)	2,700 (7,920)	630 (1,330)	2,960 (5,950)	28,710 (95,730)	22,010 (38,340)	26,820 (44,650)	730 (4,890)
郷村断層帯 (H20地震被害想定) (H29地震・津波調査)	1,010 (2,180) (5,400)	4,870 (12,670) (17,970)	1,510 (2,300) (6,480)	6,100 (9,260) (6,910)	57,320 (149,400) (115,320)	62,860 (76,610) (65,400)	41,190 (60,610) (36,120)	2,010 (10,550) (18,530)
山田断層帯	540 (1,650)	3,000 (9,030)	840 (1,570)	3,590 (6,750)	34,200 (108,100)	36,930 (54,980)	31,770 (49,350)	1,120 (8,550)
花折断層帯 (参考)	4,660 (6,950)	60,830 (177,510)	9,870 (42,600)	27,400 (8,000)	239,820 (482,000)	110,710 (189,070)	147,050 (256,900)	23,500 (11,100)

※有馬－高槻断層帯の「全壊・半壊」前公表数値は、R5 花折断層帯地震被害想定結果と同様にH16 京都市地震被害想定結果に基づいた数値を、H20 他断層帯地震被害想定結果との比較のため、再算出したもの

※同断層帯の「避難者数」前公表数値については、R5 花折断層帯地震被害想定結果と同様にH16 京都市地震被害想定結果に基づき「避難所内避難者」の数値を採用

## 2 被害想定結果の詳細

### (1) 人的被害の状況

#### ■ 「死者数」「負傷者数」「重傷者数」「要救助者数」「避難者数」は全て減少

- ・死因は、揺れによる家屋倒壊（9割）、火災（1割）
- ・負傷理由は、主に揺れによる家屋倒壊のほか、火災等によるもの
- ・死者・負傷者数については、建物の耐震化率の向上による建物被害棟数の減少に伴い減少
- ・重傷者数については、負傷者数の減少に伴い減少
- ・要救助者数については、建物被害数の減少に伴い減少
- ・避難者数については、建物被害棟数の減少に加え、前回想定(H20)では全壊・半壊建物から全員が避難することとしていたが、近年の災害における半壊建物からの避難割合を反映したため、大幅に減少

### (2) 建物被害の状況

#### ■ 「全壊」「半壊」の棟数は全体的に減少

- 理由：・ 建物の更新等による耐震化率向上（H20：78%→R2：88%）
- ・ 前回想定(H20)では、新耐震基準(S56以降)を満たす建築物の被害率を一律に算出していたが、新耐震基準を満たす建築物の中でも建築年次が新しいほど被害率が低下することを反映し、被害率を3段階(S56～H元、H2～H13、H14～)に区分けして算出した結果、被害数が減少

#### ■ 地震発生後の火災による焼失棟数は全体的に減少

- 理由：・ 建物被害数の減少に加え、近年の災害における消防団による消火や延焼遮断帯（広い道路や農地等）による延焼防止効果を反映して算出した結果、すべての断層で焼失棟数が減少
- ・ ただし、建物が密集する都市部では延焼拡大等により焼失被害が増加する地域がある

### (3) ライフライン被害の状況

新たに管路や浄水場・処理場の被害に基づく上下水道の支障人口や電柱の破損による停電軒数等の被害状況に加え、復旧見込みを算出

#### ■被害の状況

断層名	上水道 (断水人口)	下水道 (機能支障人口)	電力 (停電軒数)	固定電話 (不通回線数)	携帯電話基地局 (エリアの最大停波率)	都市ガス (停止戸数)
生駒断層帯	88万人	9.5万人	1.2万軒	1.4万回線	8.2% (山城)	16.3万戸
有馬-高槻断層帯	120万人	11.8万人	1.8万軒	2.5万回線	8.1% (山城)	40.2万戸
奈良盆地東縁断層帯	59.7万人	7.1万人	1万軒	1.1万回線	7.1% (山城)	14.1万戸
木津川断層帯	58.8万人	6.9万人	8千軒	8.5千回線	5.4% (山城)	2.1万戸
殿田-神吉-越畑断層	94.4万人	9.5万人	1万軒	1.8万回線	7.5% (南丹)	22.9万戸
埴生断層	60.2万人	7.2万人	3.6千軒	4.6千回線	6.5% (南丹)	2.6千戸
上林川断層	17.3万人	2.8万人	3.1千軒	3.4千回線	6.8% (中丹)	8千戸
三峠断層	14.5万人	2.2万人	3.4千軒	3.8千回線	7.6% (中丹)	6千戸
郷村断層帯	26.5万人	4.4万人	8.4千軒	1.2万回線	31.8% (丹後)	2千戸
山田断層帯	13.2万人	1.5万人	5.1千軒	7.3千回線	21.9% (丹後)	0戸
花折断層帯 (参考)	130万人	15万人	7.2万軒	9万回線	20% (京都市)	71万戸

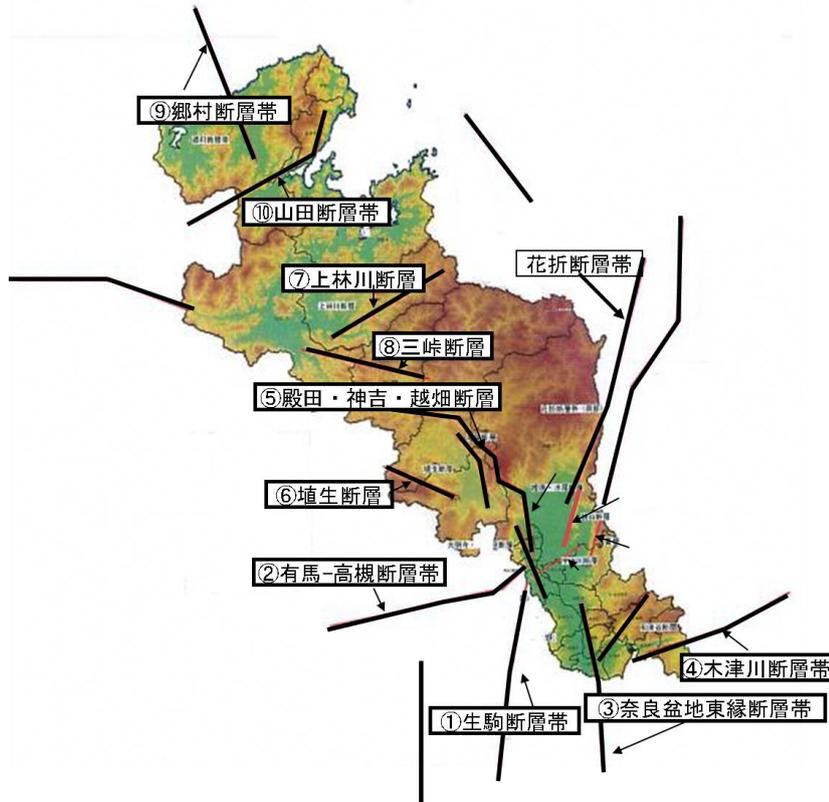
#### ■ライフラインの復旧見込み

- ・ 上下水道は概ね1箇月で復旧
- ・ 上水道については、液状化被害等が大きい市町村(※)においては、発災直後の断水率が90%程度と高く、復旧までに1.5箇月から2箇月程度を要する  
(※) 木津川市、井手町、笠置町、京田辺市、城陽市、久御山町、大山崎町、亀岡市、南丹市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝野町
- ・ 電気・通信については、概ね1週間で復旧

### 3 各市町村の最大被害断層

今回の見直しの結果、舞鶴市、宮津市、与謝野町については、最大被害となる活断層が、それぞれ郷村断層帯に変更

【各断層位置図】



【各断層の最大被害市町村の状況】 ※全壊棟数ベース

断層名	最大 予測震度	人的被害		建物被害		最大被害市町村
		死者数 (人)	負傷者数 (人)	全壊 (棟)	焼失建物 (棟)	
①生駒断層帯	7	990 (3,380)	10,030 (30,350)	28,660 (65,230)	3,610 (4,960)	(R6): 宇治市、城陽市、京田辺市、久御山町、精華町 (H20): 宇治市、城陽市、京田辺市、久御山町、精華町
②有馬-高槻断層帯	7	1,320 (2,890)	16,000 (43,910)	39,730 (60,480)	5,220 (6,440)	(R6): 向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町 (H20): 向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町
③奈良盆地東縁断層帯	7	520 (1,890)	6,260 (19,700)	19,820 (46,010)	1,890 (4,620)	(R6): 木津川市、井手町、宇治田原町、和束町 (H20): 木津川市、井手町、宇治田原町、和束町
④木津川断層帯	7	420 (1,560)	5,710 (18,430)	16,250 (40,660)	1,390 (3,940)	(R6): 笠置町、南山城村 (H20): 笠置町、南山城村
⑤殿田-神吉-越畑断層	7	1,050 (3,410)	18,410 (34,930)	32,310 (77,560)	5,060 (5,610)	(R6): 南丹市 (H20): 南丹市
⑥埴生断層	7	330 (1,510)	5,800 (19,970)	13,810 (38,050)	650 (2,260)	(R6): 亀岡市 (H20): 亀岡市
⑦上林川断層	7	430 (1,160)	2,990 (8,290)	23,120 (39,490)	540 (4,960)	(R6): 綾部市 (H20): 舞鶴市、綾部市
⑧三峠断層	7	430 (1,150)	2,700 (7,920)	22,010 (38,340)	730 (4,890)	(R6): 福知山市、京丹波町 (H20): 福知山市、京丹波町
⑨郷村断層帯	7	1,010 (2,180)	4,870 (12,670)	62,860 (76,610)	2,010 (10,550)	(R6): 舞鶴市、京丹後市、宮津市、与謝野町 (H20): 京丹後市
⑩山田断層帯	7	540 (1,650)	3,000 (9,030)	36,930 (54,980)	1,120 (8,550)	(R6): 伊根町 (H20): 宮津市、与謝野町、伊根町
花折断層帯 (参考)	7	4,660 (6,950)	60,830 (177,510)	110,710 (189,070)	23,500 (13,100)	(R5): 京都市 (H20): 京都市

## 南海トラフ地震の被害想定見直し結果（国公表）について

### 1 国の主な公表内容（全体）

- ・ 想定される震度分布、津波高等  
地形データの高精度化等による津波浸水範囲及び震度分布の見直し  
⇒ 京都府に影響はなし
- ・ 被害想定結果  
死者数は減少、全壊棟数は津波被害によるものを除き減少  
⇒ 京都府では、延焼拡大時の逃げまどいにより、火災による死者数が増加【課題①】
- ・ 時間差をおいて発生する地震被害への対応（「半割れ」への対応）  
南海トラフ沿いの東側半分と西側半分に分かれて地震が発生した場合に備え、南海トラフ地震臨時情報時の防災対応や、後発地震発生までの避難対策等が必要【課題②】
- ・ その他、具体的に実施すべき対策  
耐震対策や感震ブレーカーの普及、インフラ・ライフラインの強靱化 等

### 2 京都府の対応 → 府戦略的地震防災対策推進プランへ反映

#### 【課題①】火災からの逃げまどい対策

地震・津波防災に関する広報・啓発活動において、地震や火災等における早期避難等について啓発を追加

#### 【課題②】南海トラフ地震臨時情報への対応

府民への適切な避難行動の呼びかけ等を行うための対応マニュアルの作成を追加

#### 【参考】主な関連推進プラン（一部抜粋）

- ・ 木造住宅等の耐震化を進める。（耐震改修補助事業の実施）
- ・ 上下水道耐震化計画に基づく管路等の耐震化を進める。
- ・ 感震ブレーカー等の設置及び地震発生時の火気の使用停止等、火災の発生を防止するための準備や行動について普及・啓発を行う。

### 3 京都府の被害想定概要（カッコ書きは前回 H24調査による被害想定数値）

#### ■建物被害

- ・ 耐震化率の向上等により、全体的に減少傾向

全壊（棟）	64,000 (70,000)	半壊（棟）	77,000(前回調査なし)
-------	-----------------	-------	----------------

#### ■人的被害

- ・ 建物の耐震性の向上等により、建物倒壊による死者数が減少
- ・ 延焼拡大時の逃げまどいにより、火災による死者数が増加
- ・ 屋内滞留人口の増により、建物倒壊による負傷者数が増加

死者（人）	1,600 (900)	負傷者（人）	16,000 (14,650)
建物倒壊	500 (600)	建物倒壊	11,000 (9,090)
火災	1,000 (200)	火災	2,000 (2,690)
ブロック塀倒壊等	70 (80)	ブロック塀倒壊等	2,400 (2,870)

## 「公的備蓄等に係る基本的な考え方」の見直しについて

### 1. 現状について

- ・流通備蓄等を利用できない発災後 24 時間以内に必要な数量を府と市町村で折半し備蓄
- ・備蓄数量は花折断層帯地震における想定(H20)の避難所内避難者 28 万人をもとに計算
- ・府内 11 の府有施設において分散備蓄

### 2. 見直し内容について

#### ①備蓄物資の日数

○発災後 3 日間分の必要数量について、府、市町村の現物備蓄のほか、流通在庫備蓄や非被災自治体の備蓄の融通等により確保。

- ・公助による備蓄は、自助・共助による物資確保を補完するものとして確保することを基本

#### ②備蓄物資の数量

○最大の地震被害想定見直し結果に準拠

府・市町村それぞれにおける最大の地震被害想定に基づいて必要数を確保する  
(府は令和 5 年度花折断層帯地震被害想定結果による全避難者数を対象とする)

○対象範囲を拡大

国の防災基本計画の見直しにより、在宅避難者や車中泊避難者などの「避難所外避難者」に対する支援に関する内容が盛り込まれたことから、全避難者を対象とする

○算定基礎内容を修正

- ・食料 1 日分を「2 食」から「3 食」に増加
  - ・現物備蓄を基本とするが、被災市町村において備蓄物資が不足する場合は、府備蓄のほか、非被災自治体備蓄の融通等により補完するとともに、流通在庫備蓄(※)を活用
- ※平時から、協定等により必要数の確保に向けて努力

#### ③備蓄物資の種類

○重点備蓄品目を追加

①食料、②飲料水、③毛布等防寒用具、④簡易トイレ、⑤おむつ(大人用)、⑥おむつ(子供用)、⑦女性用衛生用品の現行 7 品目に、「乳児用粉ミルク又は液体ミルク」、「凝固剤」、「トイレットペーパー」を追加

※「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定められた「基本 8 品目」に、既存品目の「簡易トイレ」、「飲料水」をあわせた 10 品目を重点備蓄品目として備蓄

○準重点備蓄品目の備蓄

「簡易ベッド又は段ボールベッド」や「パーティション(簡易テント)」等、避難所運営に必要な資機材については、準重点備蓄品目として必要数の確保に向けて努力

＜基本方針＞

- 自助・共助による物資確保を補完するものとして、公助による物資を確保する。
- 生命・健康維持の観点から、重点備蓄品目を府・市町村の共同により備蓄する。
- 避難所内避難者に加え、在宅避難者や車中避難者を含む全避難者を対象とする。
- 発災後 3 日間分の必要数量について、府、市町村の現物備蓄のほか、流通在庫備蓄や非被災自治体の備蓄の融通等により、確実に確保する。
- 府・市町村それぞれにおける最大の地震被害想定に基づいて必要数を確保する。
- 府・市町村は、住民（地域）に対して 3 日以上分の備蓄に努めるよう呼びかける。
- その他、地域の実情に応じた備蓄に努めるものとする。  
（孤立する可能性の高い地域の集落における備蓄や帰宅困難者への対応等）

＜重点備蓄品目＞

品目	一日当たりの数量
食料	1 人当たり 3 食（年齢に応じた食料を備蓄）
飲料水	1 人当たり 1 ㍓（別途応急給水等を確保）
乳児用液体ミルク	1 人当たり 1 ㍓ <sub>乳</sub> （粉ミルクの場合 140g）（0 歳児分）
毛布等防寒用具	1 人当たり 1 枚（3 日分）
簡易トイレ	50 人当たり 1 基（3 日分）
凝固剤	1 人当たり 5 個（上・下水道支障率を考慮）
トイレットペーパー	1 人当たり 5 m
おむつ（大人用）	1 人当たり 8 枚（全避難者の 0.5%（要介護認定者率））
おむつ（子供用）	1 人当たり 8 枚（0～3 歳児分）
女性用衛生用品	1 人当たり 4 枚（12 歳～51 歳女性の 25%）

※食料及び乳児用液体ミルクはアレルギー対応を考慮

＜準重点備蓄品目＞

避難所開設当初からの設置が求められる以下の資機材については、準重点備蓄品目として、備蓄のほか、流通在庫備蓄等により確保に努めるものとする。

パーティションテント	避難所内避難者 1 世帯当たり 1 張
簡易ベッド又は 段ボールベッド	避難所内避難者 1 人当たり 1 台

＜その他必要な備蓄物資＞

市町村は、重点備蓄品目に加え、生活物資や避難所運営資機材について、備蓄や流通在庫備蓄による調達に努める。

## 市町村別の最大避難者数

地域	市町村名	最大避難者数		最大被害となる断層
			避難所内避難者	
丹後	京丹後市	29,175	23,340	郷村断層帯
	宮津市	6,930	5,544	郷村断層帯
	伊根町	78	62	山田断層帯
	与謝野町	11,743	9,394	郷村断層帯
中丹	舞鶴市	5,317	4,253	郷村断層帯
	福知山市	19,447	15,558	三峠断層
	綾部市	12,137	9,710	上林川断層
南丹	南丹市	6,253	5,002	殿田-神吉-越畑断層
	亀岡市	13,826	11,061	埴生断層
	京丹波町	564	451	三峠断層
京都市	京都市	206,000	165,000	花折断層帯
山城	向日市	7,228	5,782	有馬-高槻断層帯
	長岡京市	14,651	11,721	有馬-高槻断層帯
	大山崎町	3,203	2,562	有馬-高槻断層帯
	宇治市	11,273	9,018	生駒断層帯
	城陽市	17,040	13,632	生駒断層帯
	久御山町	2,641	2,112	有馬-高槻断層帯
	八幡市	7,476	5,981	有馬-高槻断層帯
	京田辺市	9,340	7,472	生駒断層
	井手町	1,635	1,308	奈良盆地東縁断層帯
	宇治田原町	839	671	奈良盆地東縁断層帯
	木津川市	12,663	10,131	奈良盆地東縁断層帯
	精華町	3,221	2,577	生駒断層
	和束町	751	600	奈良盆地東縁断層帯
	笠置町	471	377	木津川断層帯
南山城村	997	797	木津川断層帯	
京都府全域		240,162	192,130	花折断層帯

## 令和 7 年度 京都府総合防災訓練について

令和 7 年度京都府総合防災訓練は、以下のとおり実施すべく検討・調整しています。

### 1 実施場所（主会場）

丹後広域振興局管内（宮津市立栗田（くんだ）小・中学校、京都府立海洋高校）

### 2 開催日

令和 7 年 8 月 3 1 日（日）

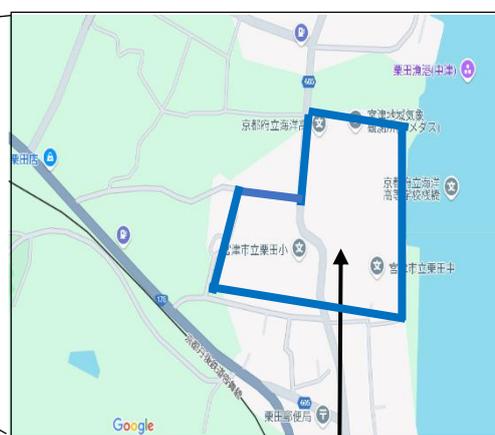
### 3 訓練の想定等

- (1) 丹後地域で影響が大きい断層（郷村断層帯）による直下型地震並びに水害の複合災害を想定する。
- (2) 防災関係機関の連携による救出・救助訓練のほか、自主防災組織などが避難行動及び避難所運営（要配慮者、女性、ペット同行、車中泊を含む）などに参加する訓練を予定する。

主会場位置図



主会場周辺拡大図



主会場  
栗田小・中学校、  
海洋高校

## 令和 7 年度京都府原子力総合防災訓練について

令和 7 年度京都府原子力総合防災訓練については、次のとおり実施を検討しています。

### 1 実施予定場所（主会場）

野田川わーくぱる 他（与謝野町）

※直近の訓練実施場所

令和 5 年度 福知山市三段池公園（福知山市）

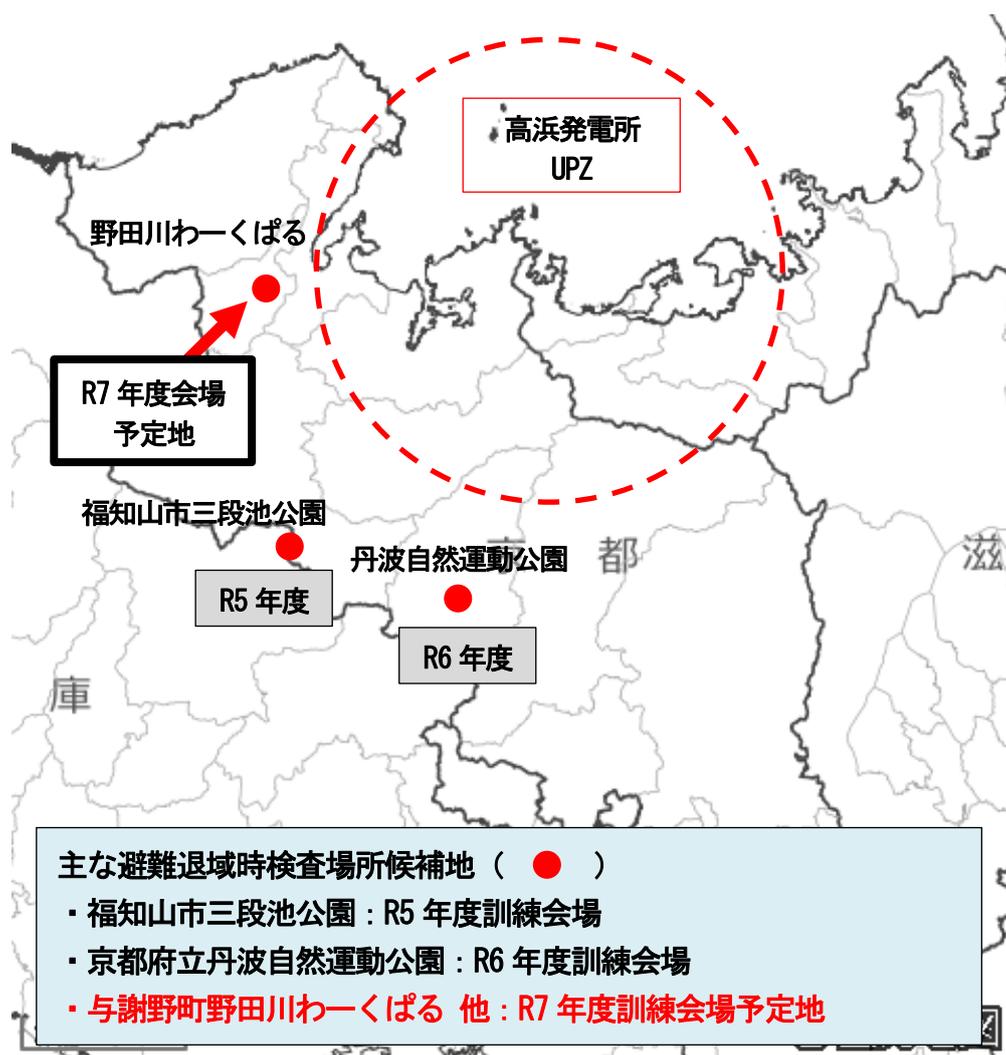
令和 6 年度 京都府立丹波自然運動公園（京丹波町）

### 2 開催予定時期

令和 7 年 1 1 月を目処として日程調整中

### 3 訓練の予定内容等

避難退域時検査場所における検査・除染訓練、地域住民による避難訓練等の実施を検討。



## 令和7年度近畿地方DMATブロック訓練について

令和7年4月  
医 療 課

近畿2府4県で毎年持ち回りで実施している近畿地方DMAT（Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム）ブロック訓練について、本年度は、京都府が幹事府県として実施します。

**1. 概 要**

関係機関の連携・協力のもと、近畿府県DMAT（京都、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山）の京都府域における大規模地震を想定した訓練を実施。

※DMATとは、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多数傷病者が発生した事故等の現場に急性期（概ね48時間以内）から活動できる機動性をもった、専門的訓練を受けた医療チームのこと

**2. 目 的**

災害時のDMAT活動に関わる組織体制の機能と実効性に関する検証を行うとともに、近畿府県のDMATや防災関係機関との連携を図る。

**3. 訓練実施日**

令和7年11月21日（金）、22日（土）の2日間  
（ロジ研修会：9月20日（土）、9月21日（日））

**4. 訓練会場**

京都府庁（福利厚生センター会議室）、府内災害拠点病院等

**5. 被災想定**

花折断層帯を震源とする大規模地震の発生直後

**6. 訓練内容**

今後、近畿ブロックDMAT訓練企画部会において検討する  
（想定：DMAT調整本部、各DMAT活動拠点本部の立ち上げ・運営訓練、災害拠点病院での多数傷病者受入訓練、病院支援訓練、関係機関との連携 等）

**7. 参加機関**

厚生労働省DMAT事務局、近畿2府4県DMAT、京都府、府内災害拠点病院、府内病院、防災関係機関等

## 国民保護の取組について

## ■ 令和6年度の取組

- 1 京都府・宇治市国民保護共同訓練(弾道ミサイルを想定した住民避難訓練)
  - (1) 時期：令和7年2月2日(日)
  - (2) 場所：宇治市役所及びうじ安心館(宇治市)
  - (3) 内容
    - ア 模擬のJアラート音声及び緊急速報メールによる住民への情報伝達
    - イ 住民参加の屋外から屋内への避難訓練
  - (4) 訓練主催者：内閣官房、消防庁、京都府、宇治市
  - (5) 訓練参加機関等：内閣官房、総務省消防庁、京都府、宇治警察署、宇治市、宇治市消防本部、宇治市消防団、宇治市観光協会、防災士、宇治市自主防災リーダー
- 2 全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達訓練
  - (1) 令和6年5月22日(水)11時00分
  - (2) 令和6年8月28日(水)11時00分
  - (3) 令和6年11月20日(水)11時00分
  - (4) 令和7年2月12日(水)11時00分

## ■ 令和7年度の取組

- 1 国民保護に関する府民への啓発活動
  - (1) 概要

自然災害への対応に加え、国民保護に関わる事項についても住民等を対象にした啓発活動を実施して国民保護について理解を深めていただく。
  - (2) 時期・場所及び実施要領については検討中
- 2 全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達訓練

5月、8月、11月、2月に実施される予定

## 京都府防災会議会長の専決処分（市町村防災計画修正）について

### ○市町村地域防災計画の修正について

次のとおり市町村防災計画の修正について意見照会があり、意見なしの旨回答した。

市町村名	主な修正の要点
福知山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策等及び京都府地域防災計画の改定等を踏まえた修正（個別避難計画の取組のさらなる推進 等）</li> </ul>
城陽市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策等及び京都府地域防災計画の改定等を踏まえた修正（緊急通行車両確認標章等の事前交付 等）</li> <li>・新たな指定緊急避難場所及び指定避難所の追加</li> <li>・総合防災訓練の内容を修正 等</li> </ul>
向日市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う修正</li> <li>・避難路の追加</li> <li>・一時避難場所の追加 等</li> </ul>
長岡京市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策及び京都府地域防災計画の改定等を踏まえた修正（要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援の明確化、安否不明者の氏名公表等による救助活動の効率化・円滑化 等）</li> <li>・市民の防災意識及び災害対応能力のさらなる向上にかかる取組の追加 等</li> </ul>
八幡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策及び京都府地域防災計画の改定等を踏まえた修正（安否不明者の氏名公表等による救助活動の効率化・円滑化 等）</li> <li>・内水対策について追加</li> <li>・山地災害危険地区について追加 等</li> </ul>
京田辺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策及び京都府地域防災計画の改定等を踏まえた修正（安否不明者の氏名公表等による救助活動の効率化・円滑化、女性等多様な視点を踏まえた防災対策の推進に関する修正 等） 等</li> </ul>
京丹後市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府地域防災計画の改定等を踏まえた修正（令和5年台風第7号の検証を踏まえた 伐採木の除去による流木の防止等）</li> <li>・市の防災施策を踏まえた修正（令和6年能登半島地震の検証（内閣府）を踏まえた 井戸の活用等） 等</li> </ul>
木津川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策及び京都府地域防災計画の改定等を踏まえた修正（安否不明者の氏名公表等による救助活動の効率化・円滑化、「大雪時における安全確保のためのガイドライン」策定に伴う修正 等）</li> <li>・市の防災施策を踏まえた修正（防災リーダー等に対する防災教育の追加等） 等</li> </ul>

宇治田原町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策及び京都府地域防災計画の改定等を踏まえた修正 (要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援の明確化、安否不明者の氏名公表等による救助活動の効率化・円滑化 等)</li> <li>・近年の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた修正</li> <li>・警戒レベルの導入と避難情報の呼称変更を踏まえた修正</li> <li>・町の防災施策を踏まえた修正 (新庁舎、防災公園の新設等) 等</li> </ul>
-------	--

**【参考】 関係法令抜粋**

○災害対策基本法 42 条第 3 項

市町村防災会議は、市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。

○京都府防災会議規程第 6 条

会議が成立しないとき、又は会議を召集する暇がないと認められるときは、会長は、議決すべき事項を専決処分することができる。

## 防災教育の取組について

### 1. 概要

高齢化や人口減少等により、地域における防災の担い手不足を背景に、災害時に適切な判断や行動ができる児童生徒の育成及び災害時における子育て環境の改善を図ることを目的とした防災教育の取組を実施

### 2. 令和6年度の取組

#### ①小学生を対象とした防災デジタルハンドブックの作成

- ・年齢層ごと（小学1～3年、4～6年）に応じた防災デジタルハンドブックを作成・配布し、学校現場の補助教材として活用していただく中で、避難所での過ごし方など年齢に応じた役割・行動への理解を深める。

#### ②中学生を対象とした出前語り事業による啓発

- ・京都市教育委員会及び京都市消防局と連携し、府内市立中学校において、避難訓練と合わせて事後ワークショップを実施する等、出前講座を通じて、日頃から自助・共助の必要性などについて理解を深める。

#### ③高校生を対象とした防災教育プログラムの作成

- ・府教育委員会やiREM（特定非営利活動法人地方危機管理研究所）と連携の上、学校で活用可能な防災教育プログラムを作成し、防災学習の指導例や避難訓練の工夫例等を示すことで、より実践的な防災学習に繋げる。

#### ④その他

- ・府内の大学やその他団体への幅広い出前語りを16件実施（R5実績:6件）

### 3. 令和7年度の取組

- 令和6年度に作成したデジタルハンドブックや防災教育プログラムを活用し、小・中・高校生の防災教育の充実を図り、災害時にも活躍できる人材の育成を目指す。
- 引き続き、府・市教育委員会や京都市消防局等関係機関と連携し、出前語り等の普及啓発を実施

## 水害等避難行動タイムラインの作成状況について

### 1. 概要

- 平成 30 年 7 月豪雨において避難情報の発令が住民の避難行動につながらなかったことから、適切な住民避難を促すため、京都府では住民主体による避難行動タイムラインの作成について支援しているところ。
- 京都府では、災害危険地域約 1,500 地区※を有する自主防災組織等により水害等避難行動タイムライン（地区防災マップ等の市町村独自取組を含む。以下「タイムライン」という。）の作成を目標としている。  
※土砂災害警戒区域又は想定浸水深 3 m 以上の地域を有する地区数
- 各市町村の協力・取組により令和 7 年 3 月末現在で 1,177 地区での作成が完了したところ。（令和 6 年 3 月末時点：1,036 地区）

### 2. 今後の取組

#### ①タイムラインの作成促進について

引き続き、市町村と連携のうえ、職員やタイムライン作成支援人材（防災士）の派遣による作成支援を実施

#### ②タイムラインの見直しについて

既に作成済のタイムラインについても、地域状況等に合わせて見直すことが重要であるため、タイムラインの見直しを実施する際にも専門人材等の派遣を実施

#### ③タイムラインの活用について

市町村と連携し、水害等避難行動タイムラインを踏まえた避難所の開設を行うなど、住民自身による適時・的確な避難行動を誘導

## 個別避難計画の作成に係る取組について

### 1. 概要

- 近年の災害における高齢者等の被害状況から、令和3年5月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画について、市町村による作成が努力義務化されたところ。
- 国の方針において、「優先度の高い対象者の計画を5年以内（令和7年度まで）に作成すること」とされており、優先度については、社会的孤立度、本人の心身状況、ハザードリスクから総合的に判断することとされている。
- 府内市町村の個別避難計画策定率は13.3%（令和6年4月1日時点（※））  
未策定市町は2団体（向日市、和束町）  
※令和7年4月1日時点の策定率等については調査中

### 2. 令和6年度の取組

#### ①未策定市町を中心に、府内市町村への個別避難計画作成の支援

- ・未策定市町への個別ヒアリング、先進自治体を交えた意見交換会、全体研修の実施等

#### ②難病患者等医療的ケアを要する方の個別避難計画作成の促進

- ・山城北保健所管内市町等意見交換会や難病担当者会議等における制度説明等

### 3. 令和7年度の取組

- 市町村における計画作成促進を支援する必要があることから、令和7年度についても、内閣府モデル事業に応募予定
- 研修会や情報共有会の開催により内閣府モデル事業で得たノウハウの共有、市町村担当者の課題解決を図る。未だ計画作成が出来ていない市町については、最初の1件というハードルを乗り越えられるよう、個別支援等を実施
- 保健所等関係機関と連携し、市町村による難病患者等の医療的ケアを要する方の個別避難計画作成を支援。また、府全域での支援体制の充実に向け、広域・圏域単位での課題検証や役割整理など、専門家等を交えた検討等を進める。

（参考：令和7年度内閣府モデル事業）

都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県による市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し普及を図る。

# 京都府業務継続基本指針及び京都府庁地震業務継続マニュアルの改訂について

## 1. 現状について

- ・京都府庁自身が被災し業務に制約を受けるような状況下においても、応急対策業務や重要継続業務を速やかに実施するため、京都府業務継続基本指針及び京都府庁地震業務継続マニュアル（全庁版・部局版）を運用
- ・被災時においても、限られた人的・物的資源を重要継続業務に集中的に投入できるよう、定期的に指針及びマニュアルの点検を実施  
（前回改訂：指針→令和3年6月改訂 マニュアル→令和4年3月改訂）

※**応急対策業務**：あらかじめ地域防災計画等で定めている応急対策に係る業務に被災状況に  
 応じて、速やかに実施する必要がある緊急の業務を加えた業務  
**重要継続業務**：通常業務のうち継続の必要性の高い業務

## 2. 改訂内容について

### ①マニュアルの名称変更

- 地震に限らず、あらゆる危機事象に対応するための包括的な方針や手順を示す計画とする。  
 ・「京都府庁地震業務継続マニュアル」→「京都府庁業務継続計画」に名称を変更

### ②危機管理センターの機能を踏まえた、内容の修正及び追記

- 危機管理センターの整備に伴い向上した機能や、災害対策本部の運営方法、新たな被害情報の収集・提供手法などについて、計画へ反映
  - ・常設の災害対策本部会議室の整備に伴い、災害時の活動拠点について追記
  - ・京都府危機管理センター映像情報システムについて追記
  - ・その他、全庁の情報システムに係る停電対策や耐震性の確保等による一層の稼働確保対策について追記

### ③その他時点更新等（代替庁舎の整理、組織改正、時点更新等）

- 代替庁舎の整理
  - ・被災により、危機管理センターが使用できない場合、被害が小さい府庁舎（京都府庁旧本館及び各総合庁舎等）を活用し、代替機能を確認
- 組織改正、時点更新について反映
  - ・副危機管理監の追記、その他部局名の変更について反映
  - ・執務環境について時点更新（庁舎の耐震化、電力、エレベーター、空調、上水道及び雑用水、通信手段、情報ネットワークシステム等）

## 3. 今後の運用について

- 今後も限られた人的・物的資源を重要継続業務に集中的に投入できるよう、現行の業務継続計画等を点検し、必要に応じて見直しを実施
- 各部局においても定期的な点検を実施し、令和7年度中に各部局別マニュアルを整理